

定 款

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

福島県郡山市安積町牛庭1丁目98番地、99番地1
鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建
地域密着型特別養護老人ホーム なりた
ショートステイ なりた
デイサービスセンター なりた
1棟 (床面積 2,757.17㎡)

(2) 土地

福島県郡山市安積町牛庭1丁目98番	宅地	1222.05 ㎡
福島県郡山市安積町牛庭1丁目98番2	山林	58.00 ㎡
福島県郡山市安積町牛庭1丁目98番4	山林	2703.00 ㎡
福島県郡山市安積町牛庭1丁目98番3	公衆用道路	73.00 ㎡

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、郡山市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、郡山市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第一項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

理事 相崎 雄二
監事 住吉 貢次
監事 横田 吉雄

附 則 この定款は、平成24年 9月 3日から施行する。

附 則 この定款は、平成25年 6月 3日から施行する。

附 則 この定款は、平成26年 9月30日から施行する。

附 則 この定款は、平成26年 9月30日から施行する。

附 則 この定款の変更は、郡山市長の認可のあった日（平成29年 2月 2日）後
平成29年4月1日から施行する。

附 則 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの
措置期間中は4名以上とする。
この定款は、平成31年 4月 8日から施行する。

社会福祉法人なりた福社会役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なりた福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び幹事をいう。

(役員及び評議員へ報酬)

第3条 評議員の報酬については、定款第8条（評議員の報酬等）各年度の総額が350,000円を超えない範囲で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 役員の報酬については、定款第21条（役員の報酬等）各年度の総額が350,000円を超えない範囲で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(支給時期及び支給方法)

第4条 支給時期については各年度末に支払うこととする。

2 支払いについては現金手渡しとする。

第5条 この規程を改正する必要がある場合は、理事会の議決を経て、評議員会に報告しなければならない。

附則 この規程は平成30年2月3日から施行する。

別表（第3条 第4条関係）

名称	報酬	支払方法
役員報酬	40,000円	各年度末に現金手渡し
評議員報酬	40,000円	各年度末に現金手渡し

*各年度350,000円以内

社会福祉法人なりた福祉会役員及び評議員の日当及び実費弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なりた福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の日当及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び幹事をいう。

(理事会及び評議員会への出席日当及び実費弁償)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したとき、別表1により日当及び実費弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(理事及び評議員の日当及び実費弁償)

第4条 理事長が、理事会及び理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務に当たった場合は、別表2により日当及び実費弁償を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業運営のための業務に当たった場合は、別表2により、日当及び実費弁償を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業運営のための業務に当たった場合は、別表2により、日当及び実費弁償を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により日当及び実費弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により日当及び旅費を支給することができる。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合は、理事会の議決を経なければならない。

附則 この規定は平成30年2月3日から施行する。

社会福祉法人 なりた福祉会
役員名簿 (理事・監事)

令和元年6月現在

役職名	代表権の有無	氏名	生年月日	年齢	性別	〒	住所	職業	公職	役員要件	現就任年月日	現任期年月日	当初就任年月日	経験年数	親族等特別関係の有無	
理事	○	佐藤 次男	S28.07.27	65	男	963-0112	郡山市安積町成田字田向45-12	なりた福祉会 施設長		施設長	R1.6.3	R3.6.2	H23.05.01	8年	2月	無
理事		遠藤 昭夫	S28.04.02	66	男	963-0111	郡山市安積町荒井字東北井8	農業	郡山市 農業委員	地域福祉	R1.6.3	R3.6.2	H23.05.01	8年	2月	無
理事		石井 久克	S28.04.09	66	男	963-8862	郡山市菜根三丁目38番9号	(株) エスデュー 設計研究所代表 取締役所長		学識経験	R1.6.3	R3.6.2	H23.05.01	8年	2月	無
理事		先崎 文男	S27.02.18	67	男	963-3401	田村郡小野町大字小野新町 字七合田28-1	無職		地域福祉	R1.6.3	R3.6.2	H23.05.01	8年	2月	無
理事		味戸 誠一郎	S29.02.07	65	男	962-0844	須賀川市東町60番地6	(株) アサヒビ ルサービス代表 取締役社長		地域福祉	R1.6.16	R1.6.3	H30.6.16			無
理事		高橋 晃一	S30.02.24	64	男	963-8051	郡山市富久山町八山田字牛 ヶ池1-16	(株) アー バン設計代 表取締役		学識経験	R1.6.16	R1.6.3	H30.6.16			無
監事		住吉 貢次	S30.10.10	63	男	972-8321	いわき市常磐湯本町傾城33 番地の1	大和田実事 務所 司法 書士		財務諸表	R1.6.3	R3.6.2	H23.05.01	8年	2月	無
監事		横田 吉雄	S25.06.18	69	男	963-0102	郡山市安積町笹川字高瀬73	JA福島さく ら理事		他	R1.6.3	R3.6.2	H23.05.01	8年	2月	無

令和1年06月23日 現在

社会福祉法人 なりた福祉会
役員名簿 (評議員)

役職名	代表権の有無	氏名	生年月日	年齢	性別	〒	住所	職業	公職	役員要件	現就任年月日	現任期年月日	当初就任年月日	経歴年数	親族等特別関係の有無
評議員	無	伊藤与志雄	S29.01.31	63	男	963-0112	郡山市安積町成田字田向 45-21	自営業		地域福祉	H29.4.1	R2.3.31	H29.4.1	0年	無
評議員	無	佐藤 享	S28.06.07	63	男	963-0112	郡山市安積町成田字西畑 38	会社経営		地域福祉	H29.4.1	R2.3.31	H29.4.1	0年	無
評議員	無	小林 勝則	S29.03.10	63	男	963-0107	郡山市安積町日出山字一本 松 238	会社経営	保護司	地域福祉	H29.4.1	R2.3.31	H29.4.1	0年	無
評議員	無	八代 弘美	S34.04.29	57	男	963-0111	郡山市安積町成田字島ノ前 2	JR職員		他	H29.4.1	R2.3.31	H29.4.1	0年	無
評議員															
評議員															
評議員															

令和1年05月02日 現在

社会福祉事業区分 貸借対照表内訳表

平成 31年 3月 31日 現在

(単位：円)

勘定科目	特別養護老人ホームなりた	合計	内部取引消去	事業区分合計
流動資産	63,382,389	63,382,389	0	63,382,389
現金預金	18,629,350	18,629,350	0	18,629,350
事業未収金	37,699,874	37,699,874	0	37,699,874
立替金	645,060	645,060	0	645,060
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	6,408,105	6,408,105	0	6,408,105
固定資産	541,578,581	541,578,581	0	541,578,581
基本財産	517,556,684	517,556,684	0	517,556,684
土地	60,472,320	60,472,320	0	60,472,320
建物	550,686,745	550,686,745	0	550,686,745
建物附属設備	983,505	983,505	0	983,505
減価償却累計額	△ 94,585,886	△ 94,585,886	△ 0	△ 94,585,886
その他の固定資産	24,021,897	24,021,897	0	24,021,897
構築物	7,503,160	7,503,160	0	7,503,160
車輛運搬具	7,177,050	7,177,050	0	7,177,050
器具及び備品	45,557,129	45,557,129	0	45,557,129
減価償却累計額	△ 47,761,461	△ 47,761,461	△ 0	△ 47,761,461
有形リース資産	764,640	764,640	0	764,640
ソフトウェア	148,932	148,932	0	148,932
無形リース資産	7,270,560	7,270,560	0	7,270,560
退職給付引当資産	3,352,787	3,352,787	0	3,352,787
リサイクル預託金	9,100	9,100	0	9,100
資産の部合計	604,960,970	604,960,970	0	604,960,970
流動負債	34,913,389	34,913,389	0	34,913,389
事業未払金	26,552,256	26,552,256	0	26,552,256
預り金	1,161,133	1,161,133	0	1,161,133
賞与引当金	7,200,000	7,200,000	0	7,200,000
固定負債	666,538,011	666,538,011	0	666,538,011
設備資金借入金	622,722,000	622,722,000	0	622,722,000
長期運営資金借入金	34,711,144	34,711,144	0	34,711,144
リース債務	5,752,080	5,752,080	0	5,752,080
退職給付引当金	3,352,787	3,352,787	0	3,352,787
負債の部合計	701,451,400	701,451,400	0	701,451,400
基本金	35,097,320	35,097,320	0	35,097,320
第1号基本金	97,320	97,320	0	97,320
第3号基本金	35,000,000	35,000,000	0	35,000,000
国庫補助金等特別積立金	1,653,697	1,653,697	0	1,653,697
その他の積立金	0	0	0	0
次期繰越活動増減差額	△ 133,241,447	△ 133,241,447	0	△ 133,241,447
(うち当期活動増減差額)	△ 22,909,793	△ 22,909,793	0	△ 22,909,793
純資産の部合計	△ 96,490,430	△ 96,490,430	0	△ 96,490,430
負債及び純資産の部合計	604,960,970	604,960,970	0	604,960,970

法人単位事業活動計算書

(自) 平成 30年 4月 1日 (至) 平成 31年 3月 31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収	介護保険事業収益	241,134,229	242,431,380	△ 1,297,151
	益	その他の収益	850,778	246,528	604,250
		サービス活動収益計(1)	241,985,007	242,677,908	△ 692,901
	費用	人件費	163,272,832	147,987,277	15,285,555
		事業費	39,592,787	38,779,081	813,706
		事務費	30,528,801	26,699,091	3,829,710
		減価償却費	22,113,250	20,359,860	1,753,390
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 319,204	△ 0	△ 319,204
		徴収不能額	322,443	0	322,443
		サービス活動費用計(2)	255,610,909	233,825,309	21,685,600
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△ 13,525,902	8,852,599	△ 22,378,501	
サービス活動外増減の部	収	受取利息配当金収益	175	250	△ 75
	益	その他のサービス活動外収益	2,582,400	0	2,582,400
		サービス活動外収益計(4)	2,582,575	250	2,582,325
	費用	支払利息	11,336,644	11,616,874	△ 280,230
		その他のサービス活動外費用	204,212	0	204,212
		サービス活動外費用計(5)	11,540,856	11,616,874	△ 76,018
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	△ 8,958,281	△ 11,616,624	2,658,343	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	△ 22,484,183	△ 2,764,025	△ 19,720,158	
特別増減の部	収	施設整備等補助金収益	0	400,000	△ 400,000
	益	特別収益計(8)	0	400,000	△ 400,000
		固定資産売却損・処分損	0	639,783	△ 639,783
	費用	その他の特別損失	2,699,957	0	2,699,957
特別費用計(9)		2,699,957	639,783	2,060,174	
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	△ 2,699,957	△ 239,783	△ 2,460,174	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△ 25,184,140	△ 3,003,808	△ 22,180,332	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	△ 114,260,140	△ 111,256,332	△ 3,003,808
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	△ 139,444,280	△ 114,260,140	△ 25,184,140
		基本金取崩額(14)	0	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
		その他の積立金積立額(16)	0	0	0
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	△ 139,444,280	△ 114,260,140	△ 25,184,140

法人単位資金収支計算書

(自) 平成 30年 4月 1日 (至) 平成 31年 3月 31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	263,339,000	241,134,229	22,204,771	
		受取利息配当金収入	0	172	△ 172	
		流動資産評価益等による資金増加額	0	2,582,400	△ 2,582,400	
		事業活動収入計 (1)	263,339,000	243,716,801	19,622,199	
	支出	人件費支出	152,872,000	154,013,601	△ 1,141,601	
		事業費支出	38,973,960	39,554,771	△ 580,811	
		事務費支出	41,319,300	30,528,801	10,790,499	
		支払利息支出	13,826,880	11,336,641	2,490,239	
		その他の支出	5,244,400	204,212	5,040,188	
		流動資産評価損等による資金減少額	0	322,443	△ 322,443	
事業活動支出計 (2)	252,236,540	235,960,469	16,276,071			
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		11,102,460	7,756,332	3,346,128		
施設整備等による収支	収入	固定資産売却収入	0	235,008	△ 235,008	
		その他の施設整備等による収入	0	850,778	△ 850,778	
		施設整備等収入計 (4)	0	1,085,786	△ 1,085,786	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	0	9,200,000	△ 9,200,000	
		固定資産取得支出	0	383,940	△ 383,940	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	0	1,670,514	△ 1,670,514	
	施設整備等支出計 (5)		0	11,254,454	△ 11,254,454	
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)		0	△ 10,168,668	10,168,668		
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	0	95,847	△ 95,847	
		その他の活動収入計 (7)	0	95,847	△ 95,847	
	支出	積立資産支出	0	2,155,075	△ 2,155,075	
		その他の活動支出計 (8)	0	2,155,075	△ 2,155,075	
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)		0	△ 2,059,228	2,059,228	
予備費支出 (10)		0	—	0		
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)		11,102,460	△ 4,471,664	15,574,024		
前期末支払資金残高 (12)		0	33,937,731	△ 33,937,731		
当期末支払資金残高 (11)+(12)		11,102,460	29,466,167	△ 18,363,707		

法人単位貸借対照表

平成 31年 3月 31日 現在

	資 産 の 部			負 債 の 部			増 減
	当年度末	前年度末	増 減	当年度末	前年度末	増 減	
流動資産	57,225,240	58,724,547	△ 1,499,307	34,959,073	24,786,816	10,172,257	
現金預金	18,880,306	21,483,315	△ 2,603,009	流動負債	24,004,967	2,593,373	
事業未収金	37,699,874	36,428,536	1,271,338	事業未払金	782,249	378,884	
立替金	645,060	812,696	△ 167,636	預り金	0	7,200,000	
固定資産	541,578,581	562,423,582	△ 20,845,001	貸与引当金	665,538,011	△ 8,986,122	
基本財産	517,556,684	531,931,577	△ 14,374,893	固定負債	622,722,000	△ 9,200,000	
土地	60,472,320	60,472,320	0	設備資金借入金	34,711,144	0	
建物	550,686,745	550,686,745	0	長期運営資金借入金	5,752,080	△ 1,324,050	
建物附属設備	983,505	983,505	0	リース債務	3,352,787	1,537,928	
減価償却累計額	△ 94,585,886	△ 80,210,993	△ 14,374,893	退職給付引当金	701,497,084	1,186,135	
その他の固定資産	24,021,897	30,492,005	△ 6,470,108	負債の部合計	700,310,949	1,186,135	
構築物	7,503,160	7,503,160	0	純 資 産 の 部			
車両運搬具	7,177,050	7,177,050	0	基本金	35,097,320	0	
器具及び備品	45,557,129	45,557,129	0	第1号基本金	97,320	0	
減価償却累計額	△ 47,761,461	△ 39,296,048	△ 8,465,413	第3号基本金	35,000,000	0	
有形リース資産	764,640	7,726,752	△ 6,962,112	国庫補助金等特別積立金	1,653,697	1,653,697	
ソフトウエア	148,932	0	148,932	その他の積立金	0	0	
無形リース資産	7,270,580	0	7,270,580	次期繰越活動増減差額	△ 139,444,280	△ 25,184,140	
退職給付引当資産	3,352,787	1,814,862	1,537,925	(うち当期活動増減差額)	△ 25,184,140	△ 22,180,332	
リースイクル預託金	9,100	0	9,100	純資産の部合計	△ 102,693,263	△ 23,530,443	
その他の固定資産	0	9,100	△ 9,100	負債及び純資産の部合計	598,803,821	△ 22,344,308	
資産の部合計	598,803,821	621,148,129	△ 22,344,308				

(単位：円)

財 産 目 録

平成31年 3月31日 現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物置等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	現金手元有商	—	運転資金として	—	—	62,382
現金	秋田銀行 郡山支店他	—	運転資金として	—	—	18,817,924
普通預金						18,880,308
			小計			37,699,874
事業未収金		—	平成31年3月分介護報酬等	—	—	645,060
立替金		—	利用者病院代等	—	—	57,225,240
			流動資産合計			57,225,240
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(複合介護施設なりた) 福島県郡山市安積町牛庭1丁目98番	—	社会福祉事業である複合介護施設なりた等に使用している	—	—	97,820
	(複合介護施設なりた) 福島県郡山市安積町牛庭1丁目98番	—	社会福祉事業である複合介護施設なりた等に使用している	—	—	60,375,000
			小計			60,472,820
建物	(複合介護施設なりた) 福島県郡山市安積町牛庭1丁目98番	2012年度	社会福祉事業である複合介護施設なりた等に使用している	542,074,510	92,785,085	449,289,425
	(複合介護施設なりた) 福島県郡山市安積町牛庭1丁目98番	2012年度	社会福祉事業である複合介護施設なりた等に使用している	8,612,235	1,474,126	7,138,109
	(複合介護施設なりた) 福島県郡山市安積町牛庭1丁目98番	2012年度	社会福祉事業である複合介護施設なりた等に使用している	805,036	296,783	508,252
	(複合介護施設なりた) 福島県郡山市安積町牛庭1丁目98番	2016年度	社会福祉事業である複合介護施設なりた等に使用している	178,479	29,892	148,578
			小計			467,084,364
			基本財産合計			517,656,684
(2) その他の固定資産						
構築物	建物外構工事 他2件	—	社会福祉事業である複合介護施設なりた等に使用している	7,603,160	3,163,016	4,340,144
車両運搬具	日産キャラバン 中古 福島037136 他6件	—	利用者送迎等	7,177,050	5,014,250	2,162,800
器具及び備品	車椅子 他45件	—	利用者介護等	45,557,129	37,273,772	8,283,357
有形リース資産		—	複合機	764,640	101,952	662,688
ソフトウェア		—	利用者管理等	148,932	27,303	121,629
無形リース資産		—	ソフトウェア等	7,270,560	2,181,168	5,089,392
退職給付引当資産		—	将来における退職金支払いのための引当資産	—	—	3,352,787
リサイクル預託金		—	車購入時のリサイクル預託金	—	—	9,100
			その他の固定資産合計			24,021,897
			固定資産合計			541,578,581
			資産合計			598,803,821
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	平成31年3月分ガス料金他	—		—	—	26,597,940
預り金	平成31年3月分源泉所得税他	—		—	—	1,161,133
賞与引当金	将来における賞与支払いのための引当金	—		—	—	7,200,000
			流動負債合計			34,959,073
2 固定負債						
設備資金借入金	秋田銀行 郡山支店他	—		—	—	622,722,000
長期運営資金借入金	佐藤次男理事他	—		—	—	34,711,144
リース債務	複合機他	—		—	—	5,752,080
退職給付引当金	将来における退職金支払いのための引当金	—		—	—	3,352,787
			固定負債合計			666,538,011
			負債合計			701,497,084
			差引純資産			△ 102,693,263